

申請手続きについて

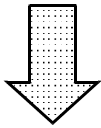
I. 【短期大学機関別認証評価】

平成23年度に機構の評価を希望する場合は、「短期大学機関別認証評価申請要項」に基づいて申請手続きを行っていただくこととなります。

この要項は、申請書様式も含め、速やかに各短期大学に通知するとともに、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) に公開します。

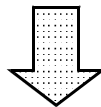
1. 申請手続きの流れ

平成22年 9月 申請



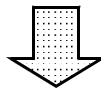
- ・評価を希望する短期大学は、機構の定める申請書を機構に提出してください。
- ・申請の期間は、平成22年9月末までを予定しています。

平成22年10月 申請受理通知の送付



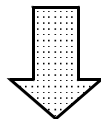
- ・機構は、各短期大学からの申請受付後、申請短期大学に対し申請受理通知を送付します。

平成23年 4月 請求書の送付



- ・機構は、請求書を評価対象短期大学に対し送付します。

平成23年 6月末 評価手数料支払



- ・評価対象短期大学は、平成23年6月末までに機構指定の銀行口座に評価手数料を振り込んでください。

平成23年 7月 評価の着手



- ・機構は、自己評価書の提出及び評価手数料の支払確認後、評価に着手します。

平成24年 3月 評価の完了

- ・機構は、評価報告書を評価対象短期大学及びその設置者に対し送付します。併せて、文部科学大臣に報告し、社会に公表します。

※ 上記の申請手続き等については、時期、内容等について若干の変更があり得ます。

2. その他留意事項

- (1) 平成22年9月に申請が可能な短期大学は、平成23年3月31日現在において、短期大学としての学年進行を終了し、完成年度を迎えている短期大学とします。
- (2) 評価手数料については、次のとおりです。

基本費用	160万円
1学科当たり	20万円

※ 評価手数料の納付手続き、「追評価」に係る評価手数料、その他評価手数料に係る事項については、別に定めるところによります。

Ⅱ. 【選択的評価事項に係る評価】

短期大学評価基準とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、選択的評価事項を定め、短期大学の希望に応じて評価を実施します。

平成23年度に機構の選択的評価事項に係る評価を希望する場合は、「選択的評価事項に係る評価申請要項」に基づいて申請手続きを行っていただくこととなります。

この要項は、申請書様式も含め、速やかに各短期大学に通知するとともに、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) に公開します。

1. 申請手続きの流れ

(Ⅰ. 【短期大学機関別認証評価】の「1. 申請手続きの流れ」と同様)

2. その他留意事項

(1) 平成22年9月に申請が可能な短期大学は、機構が平成23年度に実施する短期大学機関別認証評価を申請する短期大学とします。

(2) 評価手数料については、次のとおりです。(選択的評価事項Aのみを対象とする。)

基本費用	35万円(1学科分を含む)
1学科当たり	15万円

※ 評価手数料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項については、別に定めるところによります。